

本資料において、改正前欄には、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）の一部を改正する告示（令和四年個人情報保護委員会告示第七号）による改正後の個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）（令和四年個人情報保護委員会告示第一号）を示す。

○個人情報保護委員会告示第 号

子ども家庭庁設置法（令和四年法律第七十五号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）（令和四年個人情報保護委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

令和四年 月 日

個人情報保護委員会委員長 丹野美総子

（個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）の一部改正）

第一条 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
<p>個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン （行政機関等編）</p> <p>目次</p> <p>[略]</p> <p>【凡例】 [略]</p> <p>[1～3 略]</p>	<p>個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン （行政機関等編）</p> <p>目次</p> <p>[同左]</p> <p>【凡例】 [同左]</p> <p>[1～3 同左]</p>

4 適用の範囲

4 - 1 法第 5 章の規律対象となる主体

[略]

4 - 1 - 1 行政機関等

(1) 行政機関

[略]

- ① 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる次の機関（同項第 1 号）（※）

機関	法律の規定
[略]	[略]
国土強靱化推進本部	強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）第15条
健康・医療戦略推進本部	健康・医療戦略推進法（平成26年法律第48号）第20条
[略]	[略]

4 適用の範囲

4 - 1 法第 5 章の規律対象となる主体

[同左]

4 - 1 - 1 行政機関等

(1) 行政機関

[同左]

- ① 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる次の機関（同項第 1 号）（※）

機関	法律の規定
[同左]	[同左]
国土強靱化推進本部	強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）第15条
社会保障制度改革推進本部	持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成25年法律第112号）第7条

(※) [略]

[②～⑥ 略]

[(2)～(6) 略]

[4 - 1 - 2 略]

4 - 2 [略]

[5～8 略]

9 雑則

9 - 1 適用除外等

健康・医療戦略推進本部	健康・医療戦略推進法（平成26年法律第48号）第20条
社会保障制度改革推進会議	持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律第18条
[同左]	[同左]

(※) [同左]

[②～⑥ 同左]

[(2)～(6) 同左]

[4 - 1 - 2 同左]

4 - 2 [同左]

[5～8 同左]

9 雑則

9 - 1 適用除外等

<p><u>刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（次の者に係るものに限る。）</u>については、法第5章第4節（開示、訂正及び利用停止）の規定は適用されない（法第124条第1項）。</p> <p>[略]</p> <p>[9-2～9-4 略]</p> <p>[10～11 略]</p>	<p><u>次の者に関する保有個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）</u>については、法第5章第4節（開示、訂正及び利用停止）の規定は適用されない（法第124条第1項）。</p> <p>[同左]</p> <p>[9-2～9-4 同左]</p> <p>[10～11 同左]</p>
<p>備考 表中の「 」の記載は注記である。</p>	

第二条 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
<p>個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン （行政機関等編）</p>	<p>個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン （行政機関等編）</p>

## 目次

[略]

### 【凡例】

[略]

※ なお、特に断りのない限り、本ガイドラインにおいて示す法の条番号は、令和3年改正法第51条による改正後の条番号を示すものとする。

その他の法令に係る条文は、本ガイドラインの公表日（令和4年月 日）時点の条番号を示すものとする。

[1～3 略]

## 4 適用の範囲

### 4-1 法第5章の規律対象となる主体

[略]

## 目次

[同左]

### 【凡例】

[同左]

※ なお、特に断りのない限り、本ガイドラインにおいて示す法の条番号は、令和3年改正法第51条による改正後の条番号を示すものとする。

その他の法令に係る条文は、本ガイドラインの公表日（令和4年4月20日）時点の条番号を示すものとする。

[1～3 同左]

## 4 適用の範囲

### 4-1 法第5章の規律対象となる主体

[同左]

#### 4 - 1 - 1 行政機関等

##### (1) 行政機関

[略]

- ① 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる次の機関（同項第1号）（※）

[略]

（※）令和5年4月1日時点において存続が見込まれるもの

- ② 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第1項及び第2項に規定する次の機関（法第2条第8項第2号）

- ・ 公正取引委員会
- ・ 国家公安委員会
- ・ 個人情報保護委員会
- ・ カジノ管理委員会
- ・ 金融庁
- ・ 消費者庁
- ・ こども家庭庁

#### 4 - 1 - 1 行政機関等

##### (1) 行政機関

[同左]

- ① 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる次の機関（同項第1号）（※）

[同左]

（※）令和4年4月1日時点において存続が見込まれるもの

- ② 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第1項及び第2項に規定する次の機関（法第2条第8項第2号）

- ・ 公正取引委員会
- ・ 国家公安委員会
- ・ 個人情報保護委員会
- ・ カジノ管理委員会
- ・ 金融庁
- ・ 消費者庁

[③～⑥ 略]

(2) 独立行政法人等

[略]

名称	根拠法
[略]	[略]
農水産業協同組合貯金保険機構	農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）
福島国際研究教育機構	福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）
[略]	[略]

[(3)・(4) 略]

(5) 行政機関等

[略]

(※) 法別表第2に掲げる法人は次のとおりである。

[③～⑥ 同左]

(2) 独立行政法人等

[同左]

名称	根拠法
[同左]	[同左]
農水産業協同組合貯金保険機構	農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）
[同左]	[同左]

[(3)・(4) 同左]

(5) 行政機関等

[同左]

(※) 法別表第2に掲げる法人は次のとおりである。

名称	根拠法	名称	根拠法
[略]	[略]	[同左]	[同左]
独立行政法人地域医療機能推進機構	独立行政法人地域医療機能推進機構法（平成17年法律第71号）	独立行政法人地域医療機能推進機構	独立行政法人地域医療機能推進機構法（平成17年法律第71号）
福島国際研究教育機構	福島復興再生特別措置法	[同左]	[同左]
[略]	[略]		
(6) [略]		(6) [同左]	
[4-1-2 略]		[4-1-2 同左]	
4-2 [略]		4-2 [同左]	
[5~11 略]		[5~11 同左]	
備考 表中の[ ]の記載は注記である。			

#### 附 則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第五十一条の規定の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。